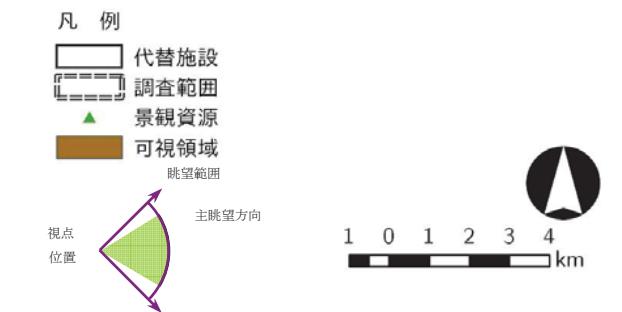
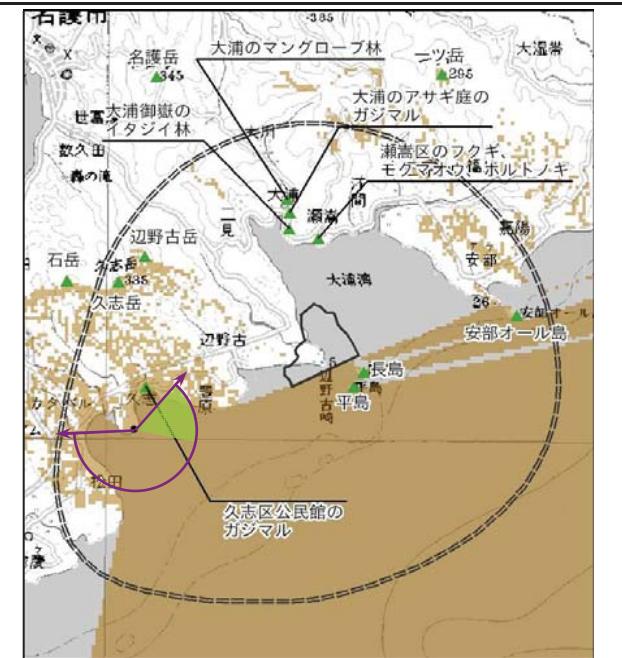
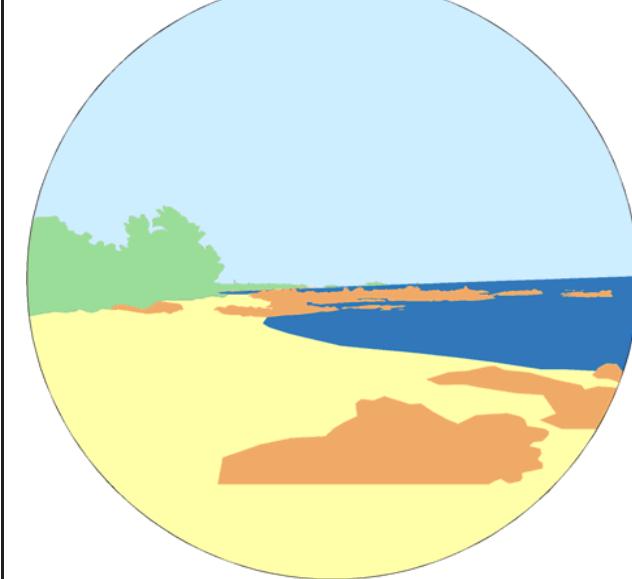


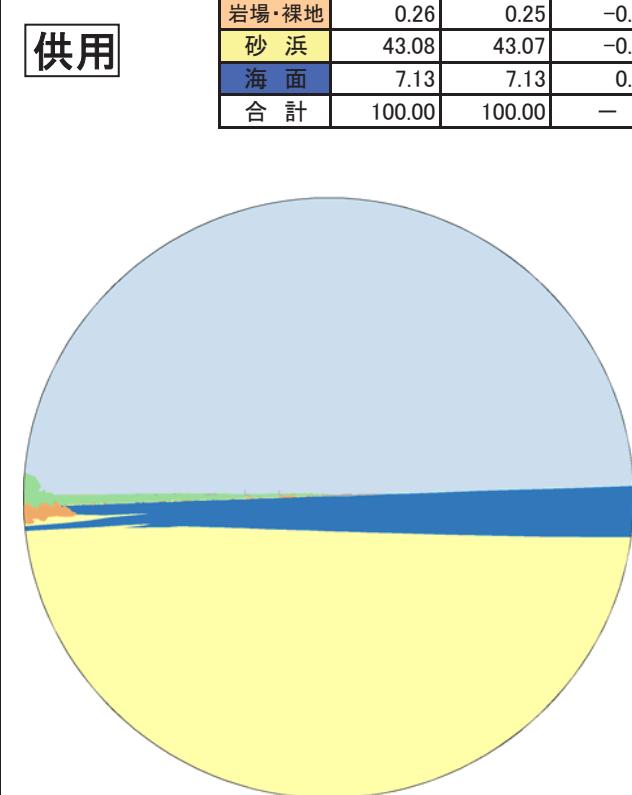
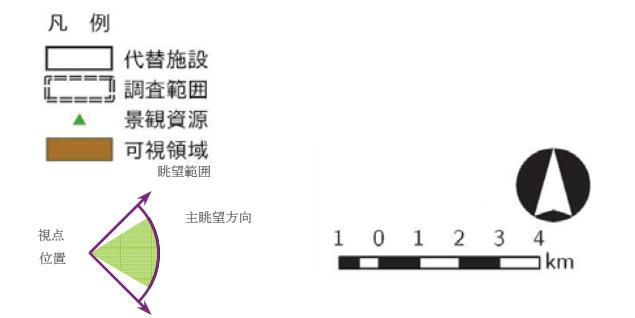
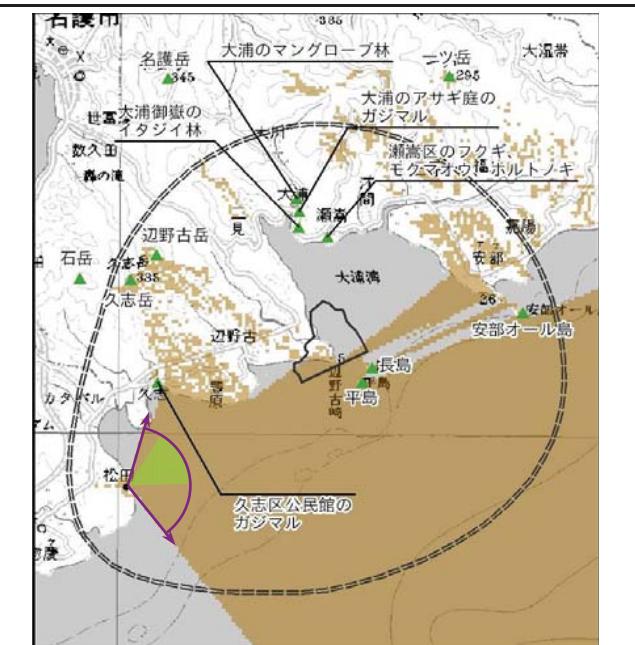
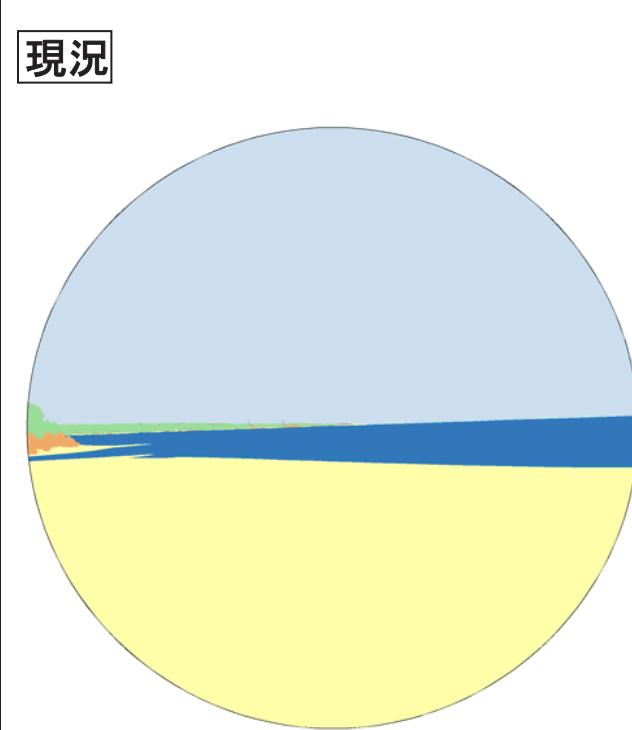
区分 景観要素の割合	現況	供用	増減
空	47.16	47.16	0
人工物	0.00	0.00	0
樹林・草地	5.38	5.38	0
岩場・裸地	10.19	10.19	0
砂浜	29.33	29.33	0
海面	7.94	7.94	0
合計	100.00	100.00	—



本地点は久志区南部の農地の先にある加知味崎の海岸に位置しています。東北東方向への眺望では、加知味崎の浜辺と右手に太平洋が広がり、水平線上に平島を眺望できます。キャンプ・シュワブ自体は見えません。

供用後は、地形に遮られて代替施設そのものは眺望できません。飛行する回転翼機については眺望可能であると考えられますが、景観構成要素の変化はほとんど無く、現況における眺望状況との大きな違いはないものと考えられます。

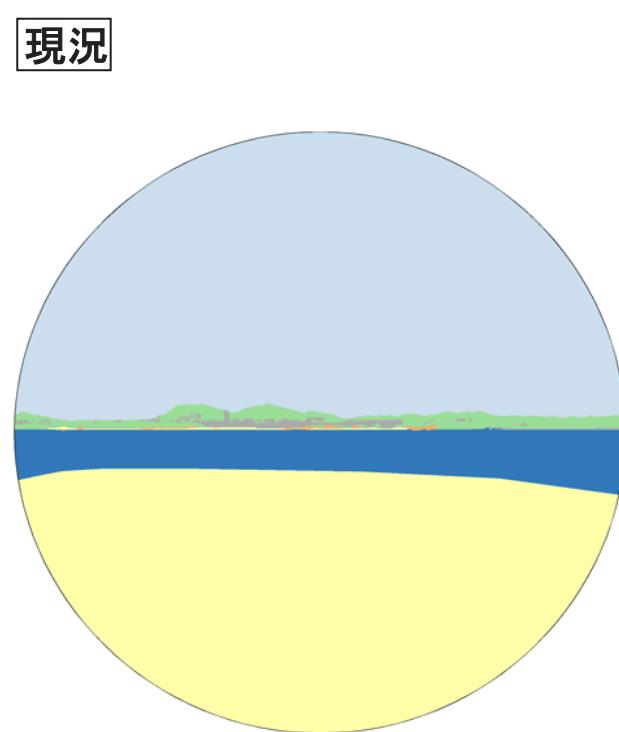
図-6.20.2.2.11
加知味崎からの眺望景観の変化



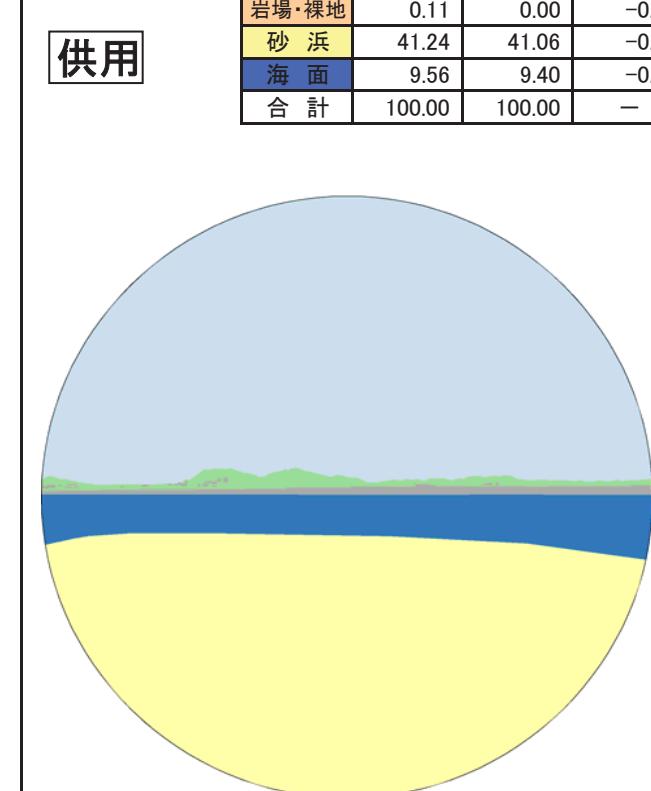
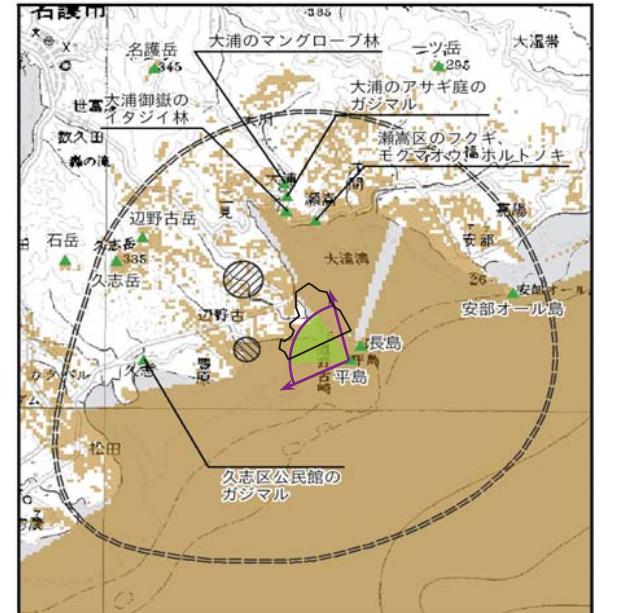
本地点は松田区南東部の海岸沿いのヒーピー海岸交流広場内に位置しています。北東方向への眺望では、眼前に太平洋が広がり、左手に豊原区・辺野古区・安部区の半島が望め、左手遠方にかすかに一ヶ岳を、水平線上の遠くにかすかに平島と長島を眺望でき、キャンプ・シュワブのキャンプ地区の南側が遠望できます。

供用後は、代替施設が平島・長島の左手に遠望されることになりますが、平島・長島への眺望が遮られることはありません。代替施設までの距離は約5km、護岸への仰角は約0.09°で圧迫感はなく、60°円錐視野内の景観構成要素については人工物が0.02%の増加と非常に少なく、現況における眺望状況との大きな違いはないものと考えられます。

図-6.20.2.2.12
ヒーピー海岸交流広場からの眺望景観の変化



60度円錐視野に占める 景観要素の割合		区分	現況	供用	増減
		空	46.09	46.09	0
		人工物	0.59	1.50	0.91
		樹林・草地	2.41	1.95	-0.46
		岩場・裸地	0.11	0.00	-0.11
		砂浜	41.24	41.06	-0.18
		海面	9.56	9.40	-0.16
		合計	100.00	100.00	-



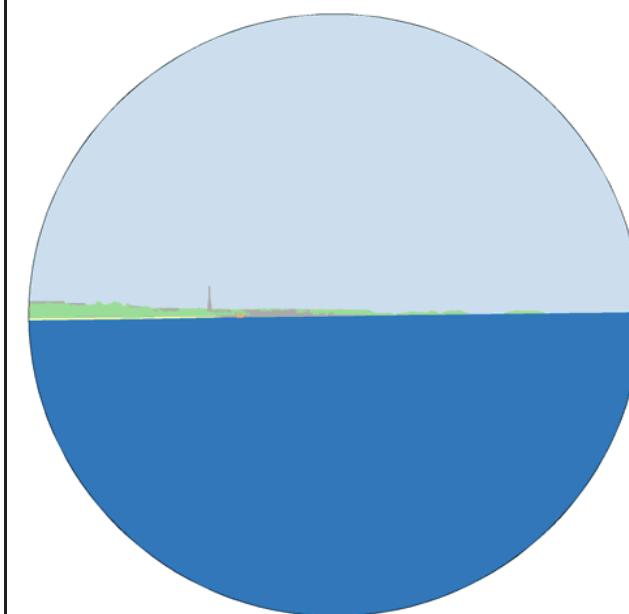
本地点は辺野古区南端、辺野古崎にある灯台の沖にある平島の海岸部に位置しています。西方向への眺望では、久志岳・辺野古岳・名護岳を眺望でき、眼前に砂浜と海域が広がり、キャンプ・シュワップのキャンプ地区が直近に見えます。供用後も、代替施設が直近に眺望されますが、久志岳・辺野古岳・名護岳への眺望が遮られることはありません。60°円錐視野内の景観構成要素については人工物が0.91%の増加となります。代替施設までの距離は約500m、護岸への仰角は約0.3°で圧迫感はなく、現況における眺望状況との大きな違いはないものと考えられます。

図-6.20.2.2.13
平島からの眺望景観の変化

現況



現況

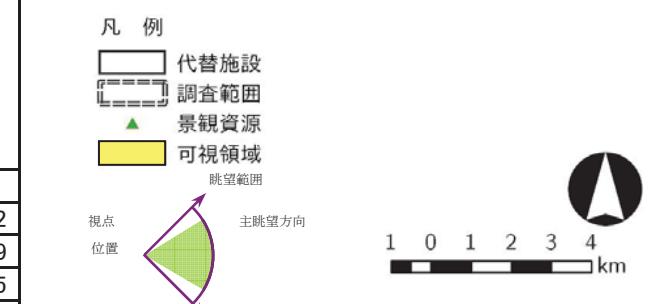
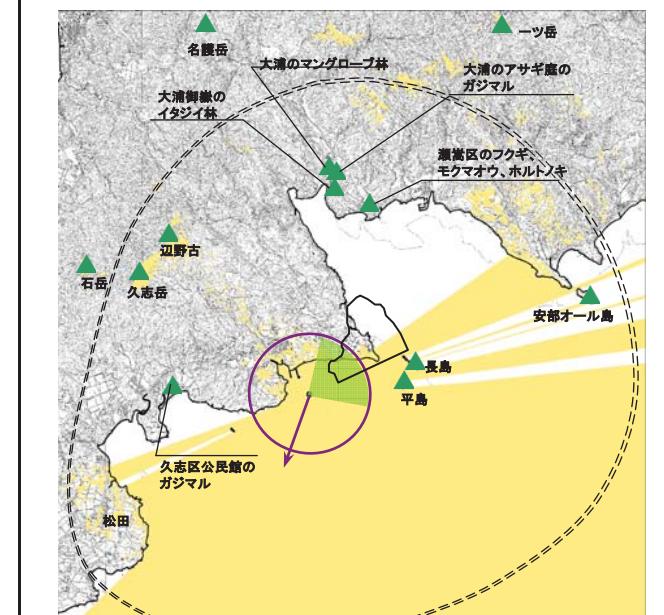
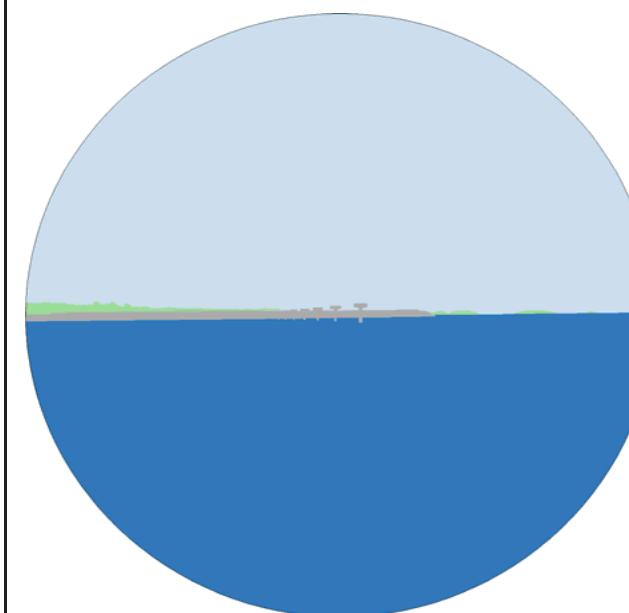


区分 景観要素の割合	60度円錐視野に占める			
	現況	供用	増減	
空	48.76	48.74	-0.02	
人工物	0.27	1.16	0.89	
樹林・草地	1.08	0.53	-0.55	
岩場・裸地	0.01	0	-0.01	
砂浜	0.10	0	-0.1	
海面	49.78	49.57	-0.21	
合計	100.00	100.00	-	

供用



供用



本地点は辺野古漁港の航路の海上に位置しています。北東方向への眺望では、平島と長島を眺望でき、キャンプ・シュワブのキャンプ地区が近望できます。

供用後も代替施設が近くに眺望されます。護岸により長島への眺望が一部遮られることになりますが、島嶼群全体が視認できなくなることはありません。60°円錐視野内の景観構成要素については人工物が0.89%の増加、進入灯は直近に視認されますが、代替施設までの距離は約500m、護岸への仰角は約1.0°で圧迫感はなく、現況における眺望状況との大きな違いはないものと考えられます。

図-6.20.2.2.14
辺野古航路からの眺望景観の変化

(b) 眺望景観の価値認識の変化の程度

代替施設が建設されヘリコプターが日常的に場周経路を飛行することに伴う眺望景観の価値認識の変化について、地元住民の方へのヒアリング調査を行ったところ、普遍価値及び固有価値とともに、全ての調査地点において供用後の価値は概ね下がる結果となりました。

ヒアリング調査では、代替施設が建設された際の施設の様子及びヘリコプターの飛行状況のイメージを図化したフォトモンタージュを、現況写真と比較してもらい、それぞれの写真についてどのような印象を受けるかについて表-6.20.2.2.2に示す調査項目を設定し、表-6.20.2.2.3に示す評価数値割り当てを用い、SD法にて把握を行いました。

ヒアリングの回答結果は図-6.20.2.2.15～図-6.20.2.2.17に示すとおりです。固有性や歴史性については他の項目と比較して、変化の程度は小さいものでした。

なお、ヒアリングに用いた写真は資料編に記載しました。

表-6.20.2.2.2 ヒアリングの調査項目

	主要な眺望点及び 眺望景観の価値
普遍価値	審美性、自然性、眺望性
固有価値	固有性、歴史性、郷土性

表-6.20.2.2.3 形容詞対の評価数値割り当て

調査項目	普遍価値			固有価値			地域イメージに 合っている
	審美性 (総合指 標)	自然性	眺望性	固有性	歴史性	郷土性	
景観の印象	美しい	自然な	開放的な	めずらしい	歴史を感じる	1	地域イメージに 合っている
非常に	1	1	1	1	1	1	
やや	2	2	2	2	2	2	
どちらでもない	3	3	3	3	3	3	
やや	4	4	4	4	4	4	
非常に	5	5	5	5	5	5	
景観の印象	美しくない	人工的な	閉鎖的な	ありふれた	歴史を感じない	5	地域イメージに 合っていない

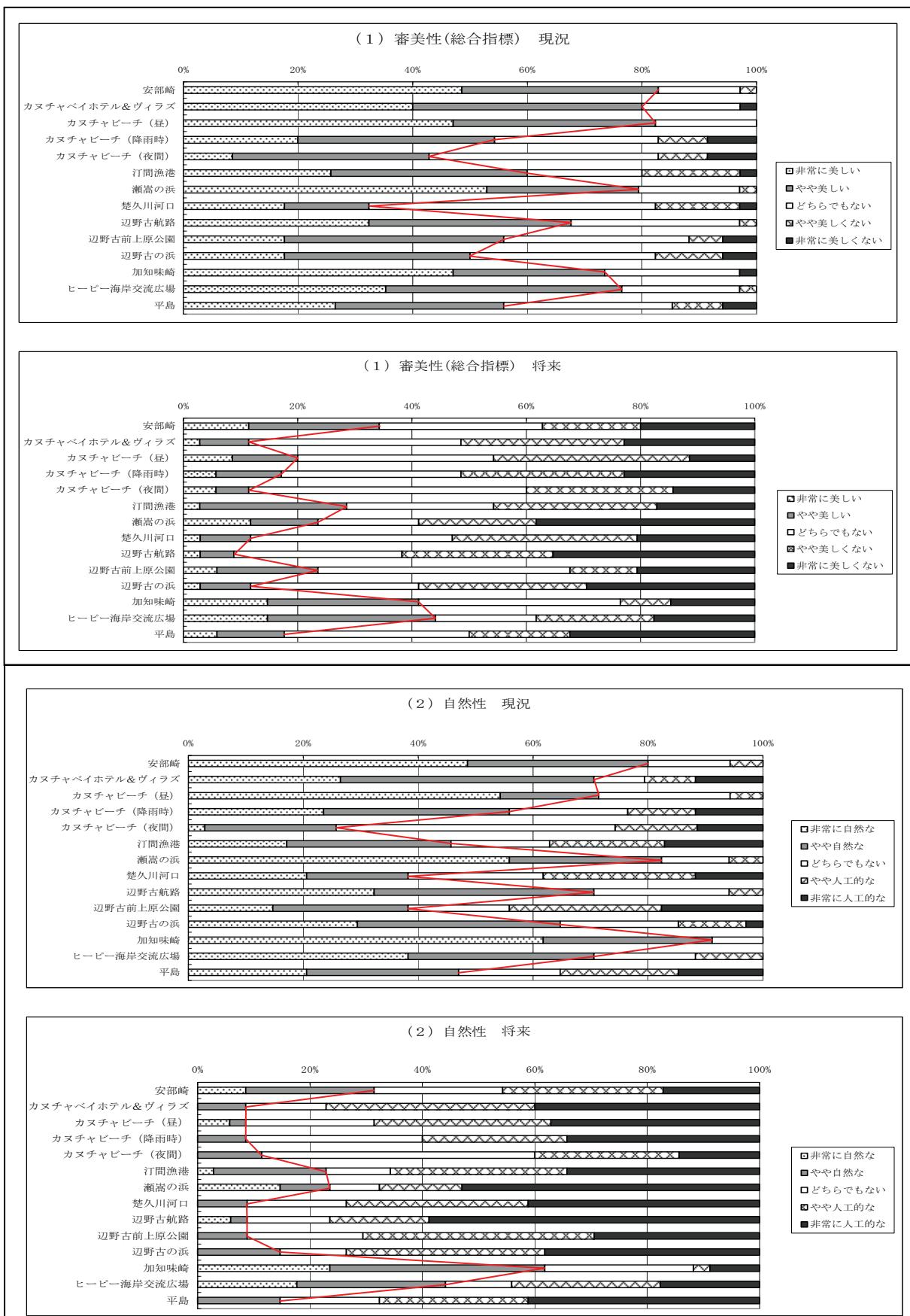
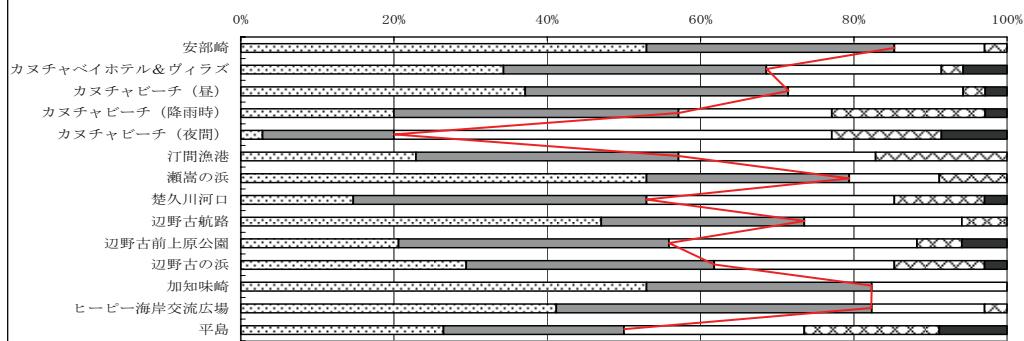
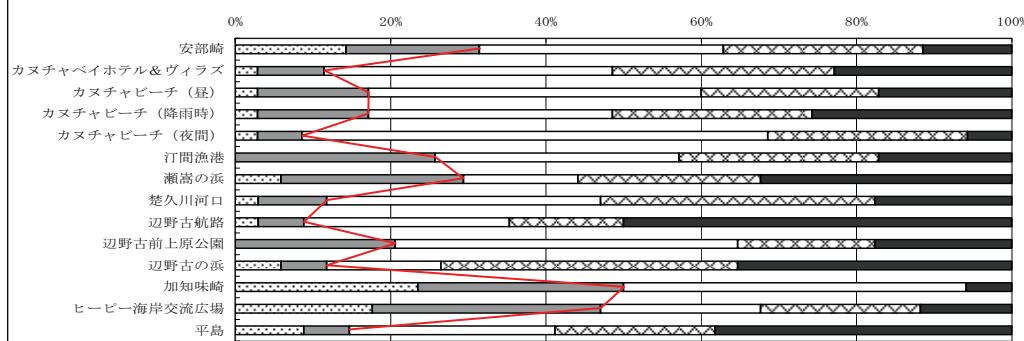


図-6. 20. 2. 2. 15 眺望景観のヒアリング結果 (1/3)

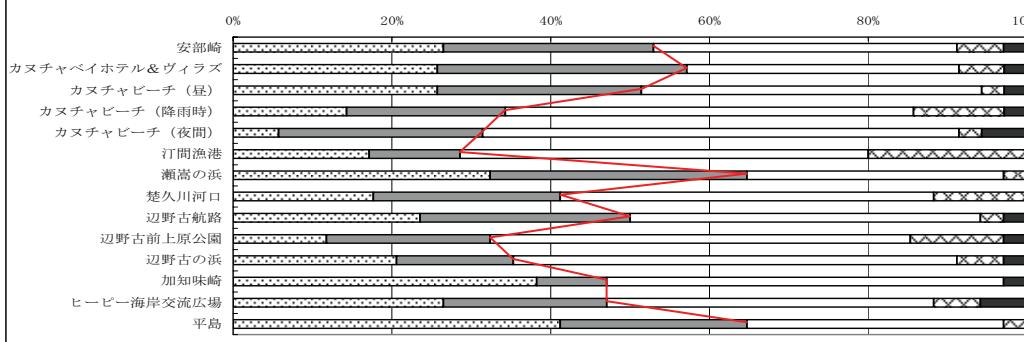
(3) 眺望性 現況



(3) 眺望性 将来



(4) 固有性 現況



(4) 固有性 将来

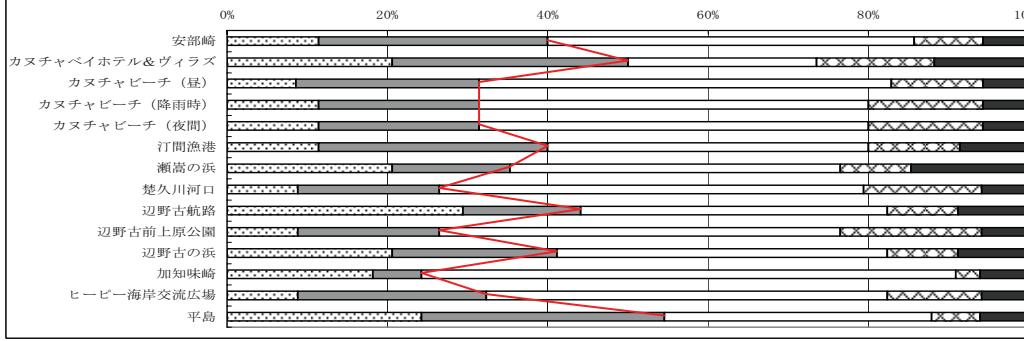
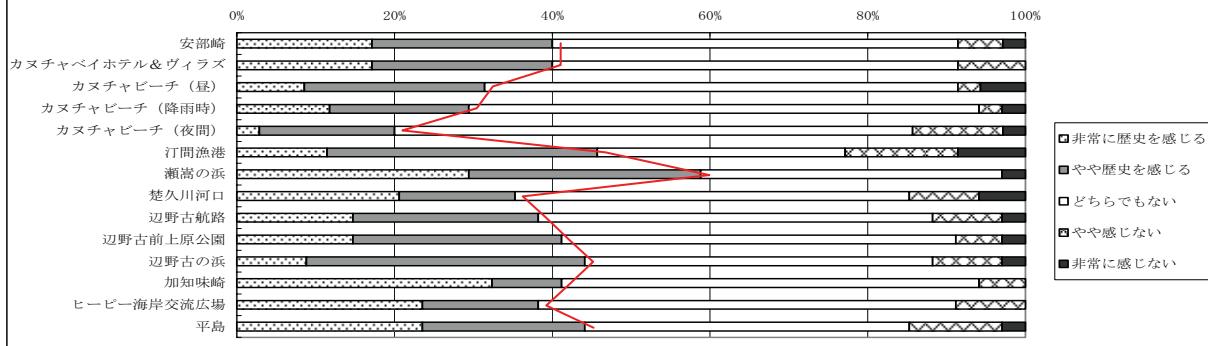
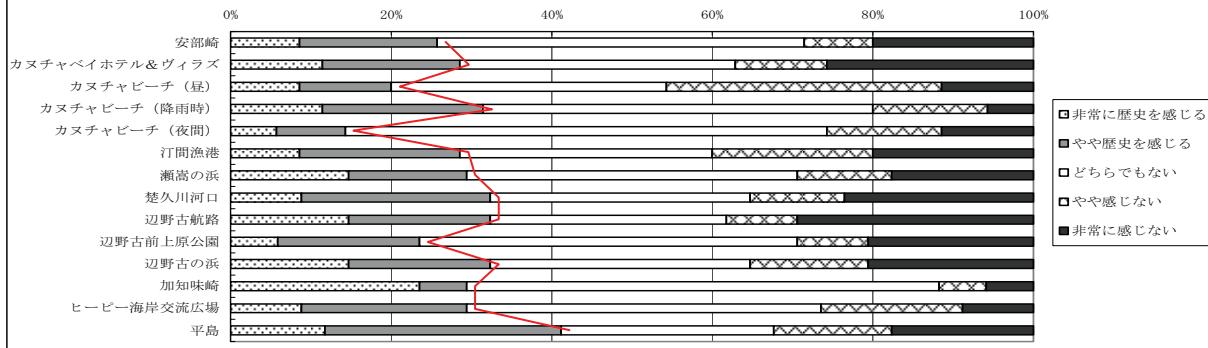


図-6. 20. 2. 2. 16 眺望景観のヒアリング結果 (2/3)

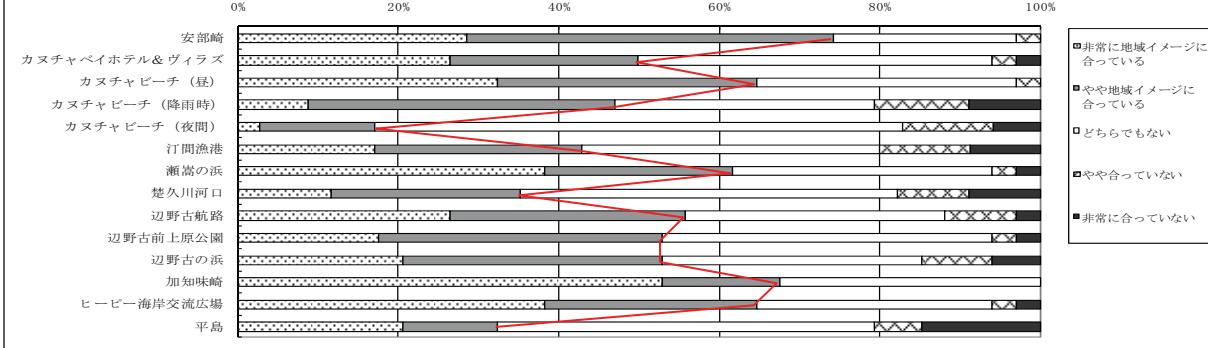
(5) 歴史性 現況



(5) 歴史性 将来



(6) 郷土性 現況



(6) 郷土性 将来

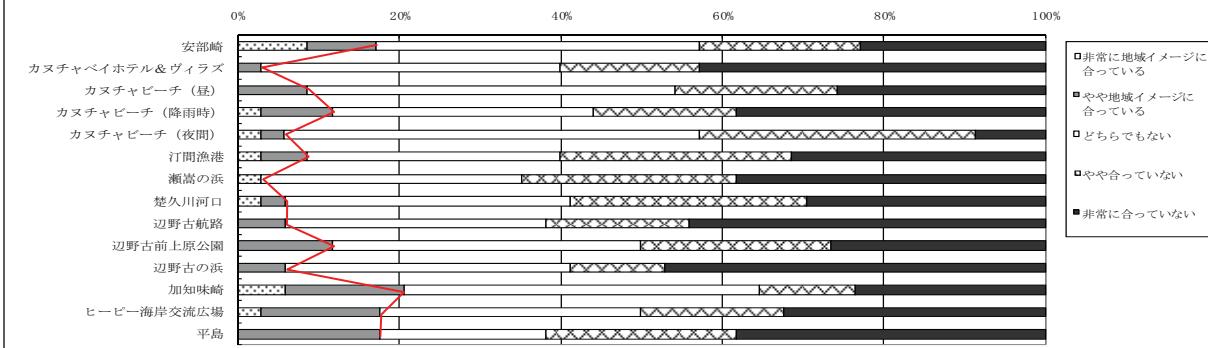


図-6. 20.2.2.17 眺望景観のヒアリング結果 (3/3)

2) 囲繞景観の状況

(a) 場の改変の程度

飛行場の存在に伴う各景観区の面積変化の程度について検討を行いました。

現況の分布面積と、存在・供用時の分布面積の比較を表-6.20.2.2.4及び図-6.20.2.2.18に、供用後の分布状況を図-6.20.2.2.19に示しました。

消失する景観区は、主に、海域-その他海域景観区が 115.4ha、陸域-米軍施設内-集落・人工地景観区が 38.0ha、陸域-米軍施設内-樹林地（平地）景観区が 33.4ha、海域-藻場景観区が 29.7ha、陸域-米軍施設内-砂浜景観区が 12.2ha、陸域-米軍施設内-草地景観区が 9.6ha となっています。また、陸域-米軍施設内-草地景観区が 125.0ha、陸域-米軍施設内-集落・人工地等景観区が 113.5ha 増加することとなります。

表-6.20.2.2.4 存在時の围绕景観の面積

景観区分		現況(ha)	消失(ha)	環境保全措置(ha)	供用(ha)	増減(ha)	変化の割合(%)
陸域	樹林地（山地）	667.3	-	-	667.3	-	-
	樹林地（平地）	1,343.5	0.6	-	1,342.9	△ 0.6	△ 0.0
	耕作地・牧草地等	869.9	-	-	869.9	-	-
	島嶼	9.8	-	-	9.8	-	-
	草地・湿地	85.8	2.4	7.4	90.7	4.9	5.8
	開放水域	19.8	-	-	19.8	-	-
	砂浜等	89.4	0.9	-	88.5	△ 0.9	△ 1.0
	集落・人工地等	101.0	-	0.6	101.5	0.6	0.5
	樹林地（山地）	364.8	1.0	-	363.8	△ 1.0	△ 0.3
米軍施設内	樹林地（平地）	737.8	33.4	-	704.4	△ 33.4	△ 4.5
	耕作地・牧草地等	42.0	0.9	-	41.1	△ 0.9	△ 2.1
	草地	63.9	9.6	125.0	179.3	115.4	180.5
	開放水域	6.7	0.0	0.8	7.5	0.8	11.3
	砂浜等	19.6	12.2	-	7.4	△ 12.2	△ 62.1
	集落・人工地等	115.8	38.0	113.5	191.2	75.4	65.1
海域	干潟	149.1	3.1	-	146.0	△ 3.1	△ 2.1
	サンゴ	25.2	0.0	-	25.2	△ 0.0	△ 0.1
	藻場	422.4	29.7	-	392.7	△ 29.7	△ 7.0
	その他海域	5,741.3	115.4	-	5,625.9	△ 115.4	△ 2.0
合計		10,875.0	247.2	247.2	10,875.0	-	-

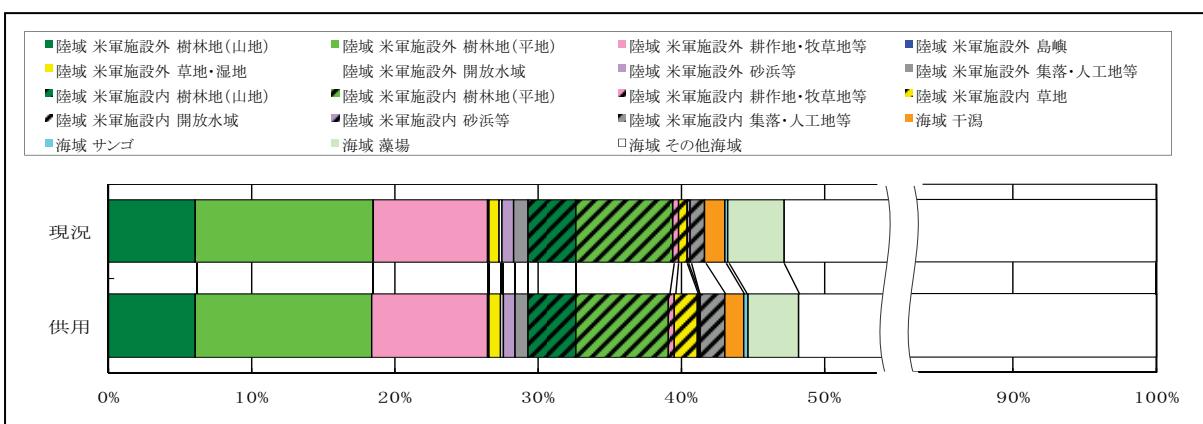
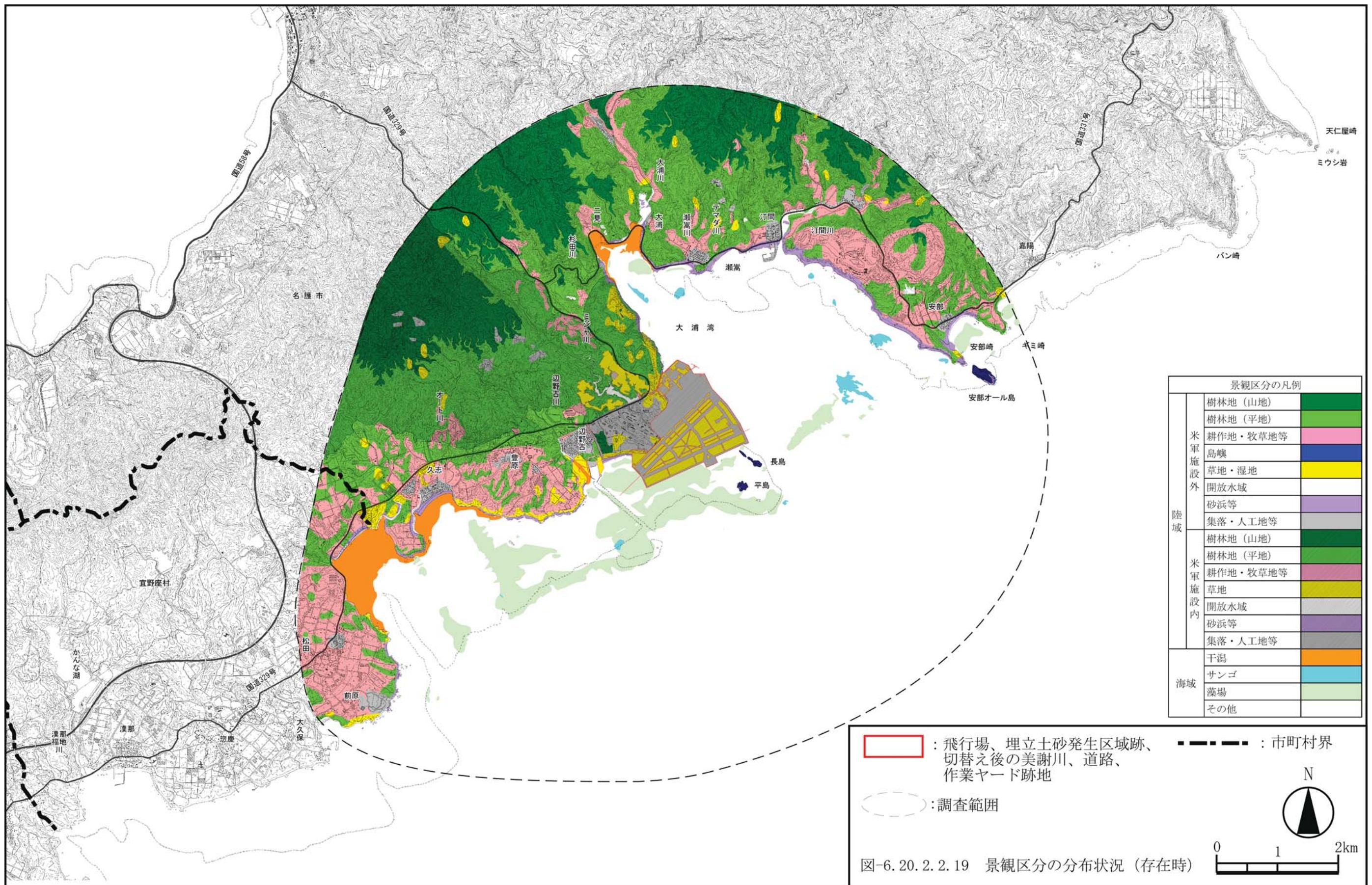


図-6.20.2.2.18 景観区分の割合



(b) 囲繞景観の普遍価値と固有価値の変化の程度

a) 普遍価値

囲繞景観の普遍価値の変化の程度を表-6.20.2.2.5に整理しました。なお、普遍価値については陸域の景観区では米軍施設の内外で差はほとんどないものと考えられるため、米軍施設内外を合計した結果を用いて検討を行いました。

陸域については、価値が高いと考えられる「陸域-樹林地(山地)」の景観区は事業による改変はほとんどなく、価値の変化は非常に小さいものとなっています。価値が中程度と考えられる「陸域-樹林地(平地)」、「陸域-開放水域」、

「陸域-砂浜等」についてはその一部が「陸域-草地」や「陸域-集落・人工地等」となり価値が低下するものと考えられますが、変化の割合は1.6~12.0%と非常に小さいものとなっています。価値が低いと考えられる「陸域-耕作地・牧草地等」については面積は減少しますが変化の割合は0.1%と非常に小さく、「陸域-草地・湿地」については供用後には面積が増加することから価値の低下はありません。

海域については、価値が高いと考えられる「海域-干潟」「海域-サンゴ」「海域-藻場」については、その一部が「陸域-草地」や「陸域-集落・人工地等」となり価値が低下するものと考えられますが、変化の割合はそれぞれ2.1%、0.1%、7.0%と非常に小さいものとなっています。価値が中程度と考えられる「海域-その他海域」についてはその一部が「陸域-草地」や「陸域-集落・人工地等」となり価値が低下するものと考えられますが、変化の割合は2.0%と非常に小さいものとなっています。

表-6.20.2.2.5 景観区分の変化の割合

景観区分とその価値		面積					変化の割合(%)	
景観区分		普遍価値	現況(ha)	消失(ha)	環境保全措置(ha)	供用(ha)		
※ 米 軍 施 設 内 ・ 外	樹林地(山地)	高い	1032.1	1.0	-	1031.1	△ 1.0	△ 0.1
	樹林地(平地)	中程度	2081.3	34.0	-	2047.3	△ 34.0	△ 1.6
	耕作地・牧草地等	低い	911.9	0.9	-	911.0	△ 0.9	△ 0.1
	島嶼	中程度	9.8	-	-	9.8	-	-
	草地・湿地	低い	149.7	12.1	132.4	270.1	120.3	80.4
	開放水域	中程度	26.5	0.0	0.8	27.3	0.8	2.9
	砂浜等	中程度	109.0	13.1	-	95.9	△ 13.1	△ 12.0
海域	集落・人工地等	低い	216.8	38.0	114.0	292.8	76.0	35.0
	干潟	高い	149.1	3.1	-	146.0	△ 3.1	△ 2.1
	サンゴ	高い	25.2	0.0	-	25.2	△ 0.0	△ 0.1
	藻場	高い	422.4	29.7	-	392.7	△ 29.7	△ 7.0
	その他海域	中程度	5741.3	115.4	-	5625.9	△ 115.4	△ 2.0
			10875.0	247.2	247.2	10875.0		

※普遍価値については米軍施設の内外で差はないものと考えられるため、合計した結果で検討しています。

b) 固有価値

囲繞景観の固有価値の変化の程度を表-6. 20. 2. 2. 6に整理しました。

陸域の米軍施設外については、価値が高いと考えられる「陸域-米軍施設外-樹林地(山地)」、「陸域-米軍施設外-島嶼」、価値が中程度と考えられる「陸域-米軍施設外-開放水域」、価値が低いと考えられる「陸域-米軍施設外-耕作地・牧草地」、「陸域-米軍施設外-集落・人工地等」については改変はなく、価値の低下はありません。価値が中程度と考えられる「陸域-米軍施設外-樹林地(平地)」については工事用道路の改変により一部が消失し、供用後は「陸域-米軍施設外-集落・人工地等」となることから価値が低下しますが、変化の割合はほぼ0.0%と非常に少ないものとなっています。「陸域-米軍施設外-砂浜等」については辺野古地先水面作業ヤードの改変により一部が消失し、供用後は「陸域-米軍施設外-草地・湿地」となり価値が低下しますが、変化の割合は1.0%と非常に少ないものとなっています。価値が低いと考えられる「陸域-米軍施設外-草地・湿地」については辺野古地先水面作業ヤード及び工事用道路の改変により一部が消失しますが、工事終了後速やかに緑化を行うことにより、変化の割合は非常に少なく、価値の変化はほとんどないものと考えられます。

陸域の米軍施設内については、価値が中程度と考えられる「陸域-米軍施設内-樹林地(山地)」が工事用道路の改変により一部消失し、供用後は「陸域-米軍施設内-集落・人工地等」となり価値は低下するものと考えられます。価値が低いと考えられる「陸域-米軍施設内-樹林地(平地)」、「陸域-米軍施設内-耕作地・牧草地等」、「陸域-米軍施設内-草地」、「陸域-米軍施設内-開放水域」、「陸域-米軍施設内-砂浜等」、「陸域-米軍施設内-集落・人工地等」については一部が消失し、供用後は「陸域-米軍施設内-草地」或いは「陸域-米軍施設内-集落・人工地等」となりますが、現況の価値と比較して同程度であるものと考えられることから、価値の変化はほとんどないものと考えられます。

海域については、価値が高いと考えられる「海域-干潟」が、辺野古地先水面作業ヤードの改変により一部消失し、供用後は「陸域-米軍施設外-草地・湿地」となり価値は低下するものと考えられますが、変化の割合は2.1%と非常に少ないものとなっています。価値が中程度と考えられる「海域-サンゴ」、「海域-藻場」については埋立てにより一部が消失し、供用後は「陸域-米軍施設内-草地」或いは「陸域-米軍施設内-集落・人工地等」となり価値は低下しますが、変化の割合はそれぞれ0.1%、7.0%と非常に少ないものとなっています。価値が低いと考えられる「海域-その他海域」については埋立により一部が消失し、供用後は「陸域-米軍施設内-草地」或いは「陸域-米軍施設内-集落・人工地等」となりますが、現況の価値と比較して同程度であるものと考えられることから、価値の変化はほとんどないものと考えられます。

表-6.20.2.2.6 景観区分の変化の割合

景観区分とその価値		面積					変化の割合(%)	
景観区分		固有価値	現況(ha)	消失(ha)	環境保全措置(ha)	供用(ha)		
陸域	樹林地（山地）	高い	667.3	-	-	667.3	-	-
	樹林地（平地）	中程度	1343.5	0.6	-	1342.9	△ 0.6	△ 0.0
	耕作地・牧草地等	低い	869.9	-	-	869.9	-	-
	島嶼	高い	9.8	-	-	9.8	-	-
	草地・湿地	低い	85.8	2.4	7.4	90.7	4.9	5.8
	開放水域	中程度	19.8	-	-	19.8	-	-
	砂浜等	中程度	89.4	0.9	-	88.5	△ 0.9	△ 1.0
米軍施設外	集落・人工地等	低い	101.0	-	0.6	101.5	0.6	0.5
	樹林地（山地）	中程度	364.8	1.0	-	363.8	△ 1.0	△ 0.3
	樹林地（平地）	低い	737.8	33.4	-	704.4	△ 33.4	△ 4.5
	耕作地・牧草地等	低い	42.0	0.9	-	41.1	△ 0.9	△ 2.1
	草地	低い	63.9	9.6	125.0	179.3	115.4	180.5
	開放水域	低い	6.7	0.0	0.8	7.5	0.8	11.3
	砂浜等	低い	19.6	12.2	-	7.4	△ 12.2	△ 62.1
海域	集落・人工地等	低い	115.8	38.0	113.5	191.2	75.4	65.1
	干潟	高い	149.1	3.1	-	146.0	△ 3.1	△ 2.1
	サンゴ	中程度	25.2	0.0	-	25.2	△ 0.0	△ 0.1
	藻場	中程度	422.4	29.7	-	392.7	△ 29.7	△ 7.0
その他海域		低い	5741.3	115.4	-	5625.9	△ 115.4	△ 2.0
			10875.0	247.2	247.2	10875.0	/	/

(c) 景観要素の状態の変化による価値の変化

ヘリコプターが日常的に場周経路を飛行することに伴う囲繞景観の価値認識の変化について、地元住民の方へのヒアリング調査で得られた結果を図-6.20.2.2.20～図-6.20.2.2.22に示しました。

ヒアリング調査では、ヘリコプターの飛行状況のイメージを図化したフォトモンタージュを現況写真と比較してもらい、それぞれの写真についてどのような印象を受けるかについて表-6.20.2.2.7の調査項目を設定し、表-6.20.2.2.8に示す評価数値割り当てを用い、SD法にて把握を行いました。

ヒアリングの結果、全ての景観区分において普遍価値、固有価値ともに概ね下がる結果となりましたが、多様性、自然性、固有性については大きな変化はみられませんでした。

なお、ヒアリングに用いた写真は資料編に記載しました。

表-6.20.2.2.7 ヒアリングの調査項目

	主要な囲繞景観の価値
普遍価値	審美性、多様性、自然性
固有価値	固有性、歴史性、郷土性

表-6.20.2.2.8 形容詞対の評価数値割り当て

調査項目	普遍価値			固有価値			地域イメージに合っている
	審美性 (総合評価)	多様性	自然性	固有性	歴史性	郷土性	
景観の印象	美しい	複雑な	自然な	めずらしい	歴史を感じる	1	1
非常に	1	1	1	1	1	1	
やや	2	2	2	2	2	2	
どちらでもない	3	3	3	3	3	3	
やや	4	4	4	4	4	4	
非常に	5	5	5	5	5	5	
景観の印象	美しくない	単調な	人工的な	ありふれた	歴史を感じない	5	地域イメージに合っていない

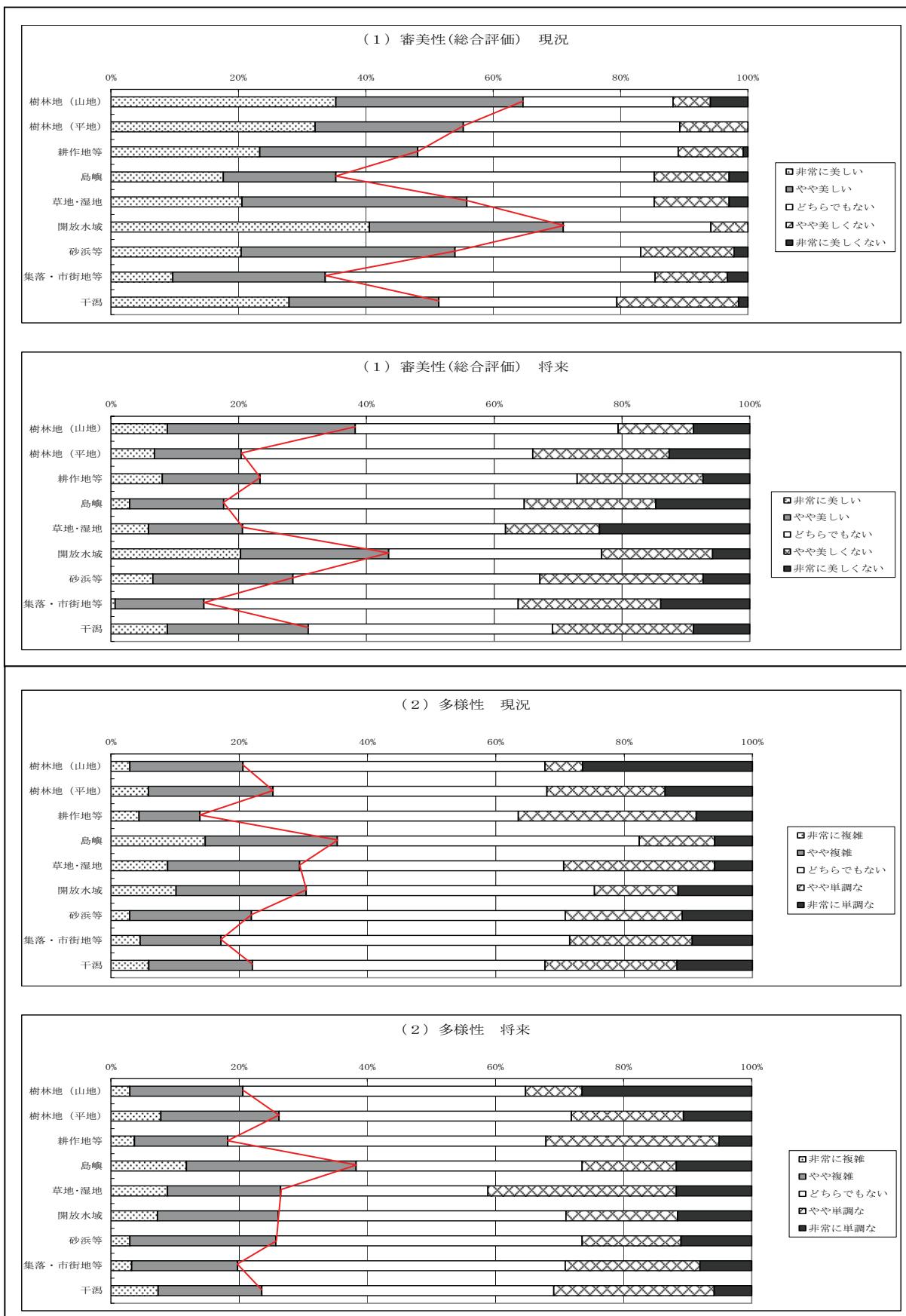


図-6.20.2.2.20 囲繞景観のヒアリング結果 (1/3)

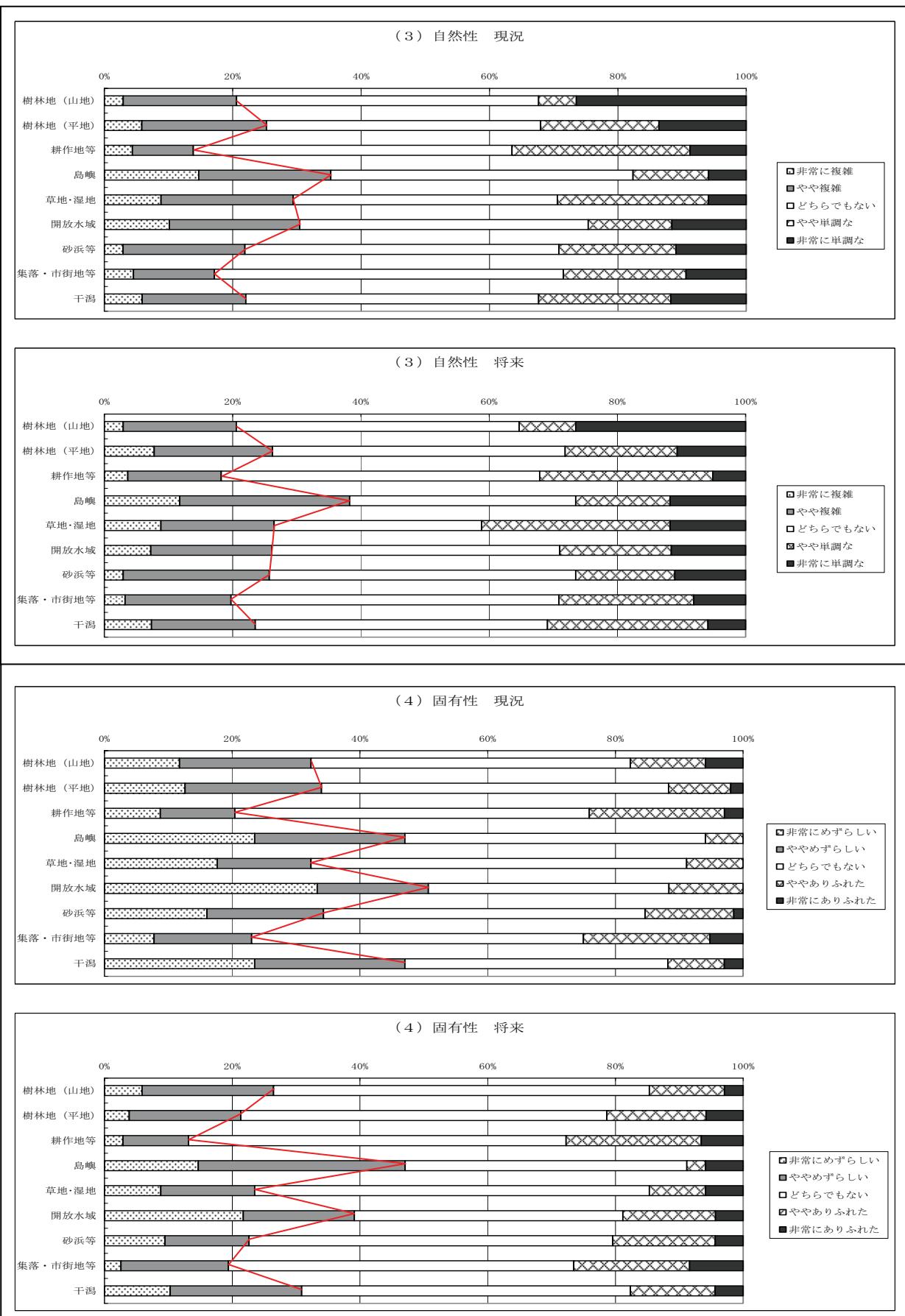


図-6. 20. 2. 21 囲繞景観のヒアリング結果 (2/3)

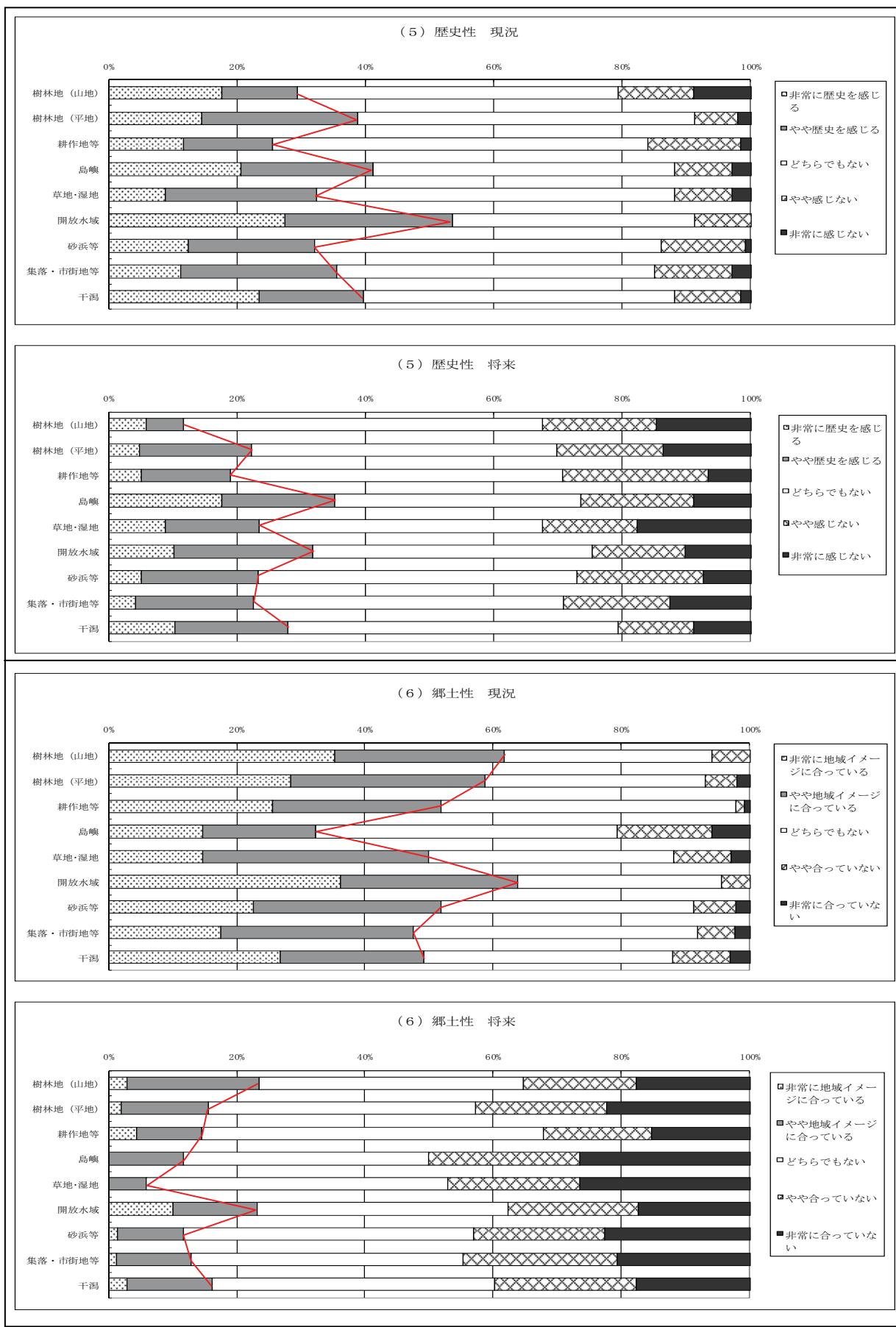


図-6.20.2.2.22 囲繞景観のヒアリング結果 (3/3)

6.20.3 評価

6.20.3.1 工事の実施

(1) 環境影響の回避・低減に係る評価

1) 環境保全措置の検討

工事の実施時においては、既に以下に示す環境保全措置を講じることとしています。

- ・埋立土砂発生区域については、改変面積を可能な限り抑えることとしました。
- ・埋立土砂発生区域の切削後の切削面については、浸食防止剤等緑化を行う他、可能な限り現地の植物を利用する早期緑化対策を行います。
- ・埋立土砂発生区域に設置するベルトコンベヤについては工事終了後速やかに撤去します。
- ・辺野古地先水面作業ヤードについては、工事終了後速やかに緑化対策を行います。
- ・工事用仮設道路の一部については、工事終了後速やかに撤去し、可能な限り原状回復を行います。
- ・海中への石材投入や床堀・浚渫による水の濁りの影響を低減させるため、汚濁防止膜や汚濁防止枠を適切に設置・使用します。
- ・海上ヤードについては、工事終了後速やかに撤去します。

上記の環境保全措置を予測の前提として検討した結果、辺野古前上原公園からの眺めの状況については現況における眺望状況からの変化の程度が大きいものと考えられることから、以下のとおり環境保全措置を講じることとします。

- ・辺野古地先水面作業ヤード内については、資材の整理整頓や飛散防止措置を行うなどの修景に努めます。

2) 環境影響の回避・低減の検討

(a) 主要な眺望点及び視点場の状況

調査及び予測の結果を踏まえると、一般的に利用されている主要な眺望点及び視点場の改変はないことから、主要な眺望点及び視点場の状況の改変の程度は極めて小さく、環境保全措置は講じないものとしました。以上のことから、工事の実施による主要な眺望点及び視点場の状況に及ぼす影響については、事業者による実行可能な範囲内で最大限の低減が図られているものと評価しました。

(b) 景観資源の状況

調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、景観資源である海成段丘の一部が改変されますが、環境保全措置として、埋立土砂発生区域については、改変面積を可能な限り抑えることにより、改変の程度は極めて小さいものと予測され、工事の実施による景観資源に及ぼす影響については、事業者による実行可能な範囲内で最大限の低減が図られているものと評価しました。

(c) 主要な眺望景観の状況

調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、a)～c) に示すとおり、工事の実施による主要な眺望景観の状況に及ぼす影響については、事業者による実行可能な範囲内で最大限の低減が図られているものと評価しました。

また、工事中の水の濁りによる影響については、環境保全措置として汚濁防止膜や汚濁防止枠を適切に設置・使用することにより、景観資源としての海域の変化は局所的で一時的なものとなることから、主要な眺望景観の変化の程度は極めて小さく、事業者による実行可能な範囲内で最大限の低減が図られているものと評価しました。

a) 辺野古前上原公園

辺野古前上原公園からの眺望景観の変化については、工事用仮設道路が視野を横切るように眺望され、辺野古地先水面作業ヤードが手前すぐ眼下の河川敷から神社手前まで視野いっぱいに眺望されることとなり、工事用仮設道路により平島・長島への眺望は遮られ、60°円錐視野内の景観構成要素については人工物が19.76%の増加となることから、現況における眺望状況からの変化の程度が大きいものと考えられます。これらのことから環境保全措置の検討を行った結果、辺野古地先水面作業ヤード内については資材の整理整頓や飛散防止措置を行うなどの修景に努めることとしました。この環境保全措置により眺めの状況の変化を低減する効果が期待できると考えられます。

b) 汀間漁港

汀間漁港からの眺望景観の変化については、海上ヤードにおいて作業を行う作業船が平島のすぐ右手に眺望されることとなり、平島への眺望は部分的に遮られる場合もありますが、構造物が出現することはなく圧迫感はないこと、海上ヤードは工事終了後、速やかに撤去され工事期間中の一時的なものにとどまることから、現況における眺望状況との大きな違いはないものと考えられます。以上のことから環境保全措置は講じないものとしました。

c) カヌチャベイホテル&ヴィラズ

カヌチャベイホテル&ヴィラズからの眺望景観の変化については、海上ヤードにおいて作業を行う作業船が大浦湾内に眺望できますが構造物が出現することはなく圧迫感はないものと考えられます。また、埋立土砂発生区域が久志岳・辺野古岳の左手前の半島地形上に眺望されることとなります。久志岳・辺野古岳への眺望が遮られることはあります。埋立土砂発生区域までの距離は約5km、俯角は約0.4°で目につき易いということではなく、環境保全措置として、埋立土砂発生区域については、改変面積を可能な限り抑えることにより、60°円錐視野内の景観構成要素については岩場・裸地が0.06%の増加、人工物が0.01%の増加と非常に少なく、現況における眺望状況との大きな違いはありません。さらに、海上ヤードは工事終了後、速やかに撤去され工事期間中の一時的なものにとどまること、埋立土砂発生区域の切削後の切削面については、浸食防止剤等緑化を行う他、現地の植物を利用する早期緑化対策を行うことから、主要な眺望景観の状況に及ぼす影響については事業者による実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価しました。

(d) 車窓景観の状況

車窓景観の状況については、ベルトコンベヤが道路上部を横断し、設置高さが4.5mであることから近傍通過時には圧迫感が生じるものと考えますが、法定速度50km/hでの走行車両内から視認される時間は非常に短いものであること、環境保全措置として、当該構造物は工事終了後、速やかに撤去し、影響は工事期間中の一時的なものにとどまることから、現況における眺望状況との大きな違いではなく、車窓景観の状況に及ぼす影響については事業者による実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価しました。

(2) 国又は地方公共団体による環境保全の基準又は目標との整合性に係る評価

1) 環境保全の基準又は目標

沖縄県が平成15年4月に策定した沖縄県環境基本計画によると、「圏域別配慮指針」として「沖縄島北部圏域」の中の「環境配慮事項」として、「開発等事業においては、生態系の攪乱、赤土等の流出、景観の悪化を起こさないよう、事業実施の場所、規模、工法等について細心の注意を払う」と記載されており、これを環境保全の基準又は目標とします。

2) 環境保全の基準又は目標との整合性

調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、主要な眺望点及び視点場、景観資源、主要な眺望景観の変化は最小限にとどめるよう十分に配慮されていると考えられることから、環境保全の基準又は目標との整合は図られているものと評価しました。

6.20.3.2 施設等の存在及び供用

(1) 環境影響の回避・低減に係る評価

1) 環境保全措置の検討

(a) 主要な眺望景観の状況

施設等の存在及び供用時においては、既に以下に示す環境保全措置を講じることとしています。

- ・埋立土砂発生区域については、改変面積を可能な限り抑えることとした。
- ・埋立土砂発生区域については、可能な限り現地の植物を利用する緑化対策を行います。
- ・辺野古地先水面作業ヤード跡地は、緑化対策等を行うなどの修景に努めます。
- ・法面や滑走路周辺は、芝張り等の緑化を行います。

上記の環境保全措置を予測の前提として検討した結果、飛行場施設の存在・供用による主要な眺望景観の状況のうち、辺野古前上原公園からの眺めの状況については現況における眺望状況からの変化の程度が大きいものと考えられることから、以下のとおり環境保全措置を講じることとします。

- ・工事用仮設道路高架部等については可能な限り配色に配慮した塗装を施すなどの修景に努めます。

また、主要な眺望景観の眺めの状況についてのフォトモンタージュを用いたヒアリング調査結果からは供用後の眺望景観の価値認識が下がる傾向が示唆されており、施設の存在及び供用により眺望景観の価値認識に影響を及ぼすおそれがあることから、以下のとおり環境保全措置を講じることとします。

- ・周辺集落内外の緑化対策等については、周辺自治体等と調整を行い、可能な限り周辺地域の修景に努めます。

(b) 囲繞景観の状況

施設等の存在及び供用時においては、既に以下に示す環境保全措置を講じることとしています。

- ・埋立土砂発生区域については、可能な限り現地の植物を利用する緑化対策を行います。
- ・辺野古地先水面作業ヤード跡地は、緑化対策等を行うなどの修景に努めます。
- ・法面や滑走路周辺は、芝張り等の緑化を行います。

上記の環境保全措置措置を予測の前提として検討した結果、飛行場施設の存在・供用による圍繞景観の普遍価値と固有価値の変化の程度は小さく、景観要素の状態の変化による価値の変化はほとんどないものと考えられますが、フォトモンタージュを用いたヒアリング調査結果において、供用後の航空機の運航により価値認識が下がる傾向が示唆されており、圍繞景観の価値に影響を及ぼすことがあることから、以下のとおり環境保全措置を講じることとします。

- ・周辺集落内外の緑化対策等については、周辺自治体等と調整を行い、可能な限り周辺地域の修景に努めます。

2) 環境影響の回避・低減の検討

(a) 主要な眺望景観の状況

調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、以下の(ア)～(ス)に示すとおり、施設等の存在及び供用による主要な眺望景観の状況に及ぼす影響については、事業者による実行可能な範囲内で最大限の低減が図られているものと評価しました。

また、眺望景観の価値認識に及ぼす環境影響については、集落内外の緑化対策等を行うなどの修景に努めることにより、価値認識の変化を低減する効果が期待できると考えられることから、施設等の存在及び供用による主要な眺望景観の状況に及ぼす影響については、事業者による実行可能な範囲内で最大限の低減が図られているものと評価しました。

(ア) 安部崎からの眺望景観の変化

代替施設が平島・長島の右手に遠望されることとなります、平島・長島への眺望が遮られることはなく、飛行場支援施設などにより半島地形上の稜線が遮られることはありません。また、埋立土砂発生区域跡地の一部が半島地形上

に眺望されますが、久志岳・辺野古岳への眺望が遮られることはなく、環境保全措置として、埋立土砂発生区域については改変面積を可能な限り抑えることとし、現地の植物を利用する緑化対策を行うことにより、周辺樹林地との違和感が生じることはありません。60°円錐視野内の景観構成要素については人工物が0.15%の増加となります、代替施設までの距離は約3.2km、護岸への仰角は約0.2°で圧迫感はなく、現況における眺望状況との大きな違いはないことから、事業者による実行可能な範囲内で最大限の低減が図られているものと評価しました。

(イ) カヌチャベイホテル&ヴィラズからの眺望景観の変化

代替施設が平島・長島の右手に遠望され、護岸により長島への眺望はごく一部が遮られることになりますが、島嶼群全体が観認できなくなることはありません。また、飛行場支援施設などにより半島地形上の稜線が遮られることはあります。埋立土砂発生区域跡地の一部が半島地形上に眺望されますが、久志岳・辺野古岳への眺望が遮られることはなく、環境保全措置として、埋立土砂発生区域については改変面積を可能な限り抑えることとし、現地の植物を利用する緑化対策を行うことにより、周辺樹林地との違和感が生じることはあります。60°円錐視野内の景観構成要素については人工物が0.24%の増加となります、代替施設までの距離は約3.2km、護岸への俯角は約1.4°で目につき易いということではなく、現況における眺望状況との大きな違いはないことから、事業者による実行可能な範囲内で最大限の低減が図られているものと評価しました。

(ウ) カヌチャビーチ（昼間）からの眺望景観の変化

代替施設が平島・長島の右手に遠望されることになりますが、平島・長島への眺望が遮られることはあります。また、飛行場支援施設などにより半島地形上の稜線が遮られることはあります。60°円錐視野内の景観構成要素については人工物が0.23%の増加となります、代替施設までの距離は約3.0km、護岸への仰角は約0.2°で圧迫感はなく、現況における眺望状況との大きな違いはないものと考えられます。以上のことから、環境保全措置は講じないものとしました。

(エ) カヌチャビーチ（降雨時）からの眺望景観の変化

代替施設が平島・長島の右手に遠望されることになりますが、平島・長島への眺望が遮られることはあります。また、飛行場支援施設などにより半島地形上の稜線が遮られることはあります。60°円錐視野内の景観構成要素につ

いては人工物が 0.17% の増加となります、代替施設までの距離は約 3.0km、護岸への仰角は約 0.2° で圧迫感はなく、現況における眺望状況との大きな違いはないものと考えられます。以上のことから、環境保全措置は講じないものとしました。

(オ) カヌチャビーチ（夜間）からの眺望景観の変化

代替施設が平島・長島の右手に遠望されることとなります、平島・長島への眺望が遮られることはあります。現況でキャンプ地区として利用されていた場所が滑走路となるため、照明は減ることとなります。60° 円錐視野内の景観構成要素については人工物が 0.17% の増加ととなりますが、代替施設までの距離は約 3.0km、護岸への仰角は約 0.2° で圧迫感はなく、さらに、夜間であることから位置の確認は困難であり、現況における眺望状況との大きな違いはないものと考えられます。以上のことから、環境保全措置は講じないものとしました。

(カ) 汀間漁港からの眺望景観の変化

代替施設が平島・長島の手前に眺望され、護岸及び進入灯により平島・長島への眺望は一部が遮られることとなります、島嶼群全体が視認できなくなることはありません。60° 円錐視野内の景観構成要素については人工物が 0.31% の増加となります、代替施設までの距離は約 2.2km、護岸への仰角は約 0.2° で圧迫感はなく、現況における眺望状況との大きな違いはないものと考えられます。以上のことから、環境保全措置は講じないものとしました。

(キ) 瀬嵩の浜からの眺望景観の変化

代替施設が平島・長島のすぐ右手に眺望されることとなり、護岸及び進入灯により平島・長島への眺望はごく一部が遮られますが、島嶼群全体が視認できなくなることはありません。60° 円錐視野内の景観構成要素については人工物が 0.43% の増加となります、代替施設までの距離は約 1.6km、護岸への仰角は約 0.04° で圧迫感はなく、現況における眺望状況との大きな違いはないものと考えられます。以上のことから、環境保全措置は講じないものとしました。

(ク) 楚久川河口からの眺望景観の変化

代替施設が長島のすぐ右手に眺望されることとなり、護岸及び進入灯により平島・長島への眺望は遮られますが、右手の山林（海成段丘）の稜線を超える高さではなく、距離が離れており視認量がわずかであることなどから違和感が生じることはありません。60° 円錐視野内の景観構成要素については人工物が

0.09%の増加となります。代替施設までの距離は約 2.5km、護岸への仰角は約 0.2°で圧迫感はなく、現況における眺望状況との大きな違いはないものと考えられます。以上のことから、環境保全措置は講じないものとしました。

(ヶ) 辺野古前上原公園からの眺望景観の変化

代替施設が平島・長島の手前に眺望されることとなり、護岸により平島・長島への眺望は遮られます。60°円錐視野内の景観構成要素については人工物が1.83%の増加となり、環境保全措置として辺野古地先水面作業ヤード跡地は緑化対策等を行うなどの修景に努めることにより草地が11.68%の増加となります。代替施設までの距離は約 1.0km、護岸への俯角は約 0.1°で目につき易いということはありませんが、工事用仮設道路が視野を横切るように眺望され、作業ヤード跡地が手前すぐ眼下の河川敷から神社手前まで視野いっぱいに眺望されることから、現況における眺望状況から変化が生じるものと考えられます。

これらのことから環境保全措置の検討を行った結果、工事用仮設道路高架部等については可能な限り配色に配慮した塗装を施すなどの修景に努めました。この環境保全措置により眺めの状況の変化を低減する効果が期待できると考えられます。

(コ) 加知味崎からの眺望景観の変化

地形に遮られて代替施設そのものは眺望できません。飛行する回転翼機については眺望可能であると考えられますが、景観構成要素の変化はほとんど無く、現況における眺望状況との大きな違いはないものと考えられます。以上のことから、環境保全措置は講じないものとしました。

(サ) ヒーピィ一海岸交流広場からの眺望景観の変化

代替施設が替施設が平島・長島の左手に遠望されることとなります。平島・長島への眺望が遮られることはありません。代替施設までの距離は約 5km、護岸への仰角は約 0.09°で圧迫感はなく、60°円錐視野内の景観構成要素については人工物が0.02%の増加と非常に少なく、現況における眺望状況との大きな違いはないものと考えられます。以上のことから、環境保全措置は講じないものとしました。

(シ) 平島からの眺望景観の変化

供用後も代替施設が直近に眺望されますが、久志岳・辺野古岳・名護岳への眺望が遮られることは 없습니다。60°円錐視野内の景観構成要素については人工物が0.91%の増加となります。代替施設までの距離は約 500m、護岸への

仰角は約 0.3° で圧迫感はなく、現況における眺望状況との大きな違いはないものと考えられます。以上のことから、環境保全措置は講じないものとしました。

(a) 辺野古航路からの眺望景観の変化

供用後も代替施設が近くに眺望され、護岸により長島への眺望が一部遮られることになりますが、島嶼群全体が視認できなくなることはありません。 60° 円錐視野内の景観構成要素については人工物が 0.89% の増加、進入灯は直近に視認されますが、代替施設までの距離は約 500m、護岸への仰角は約 1.0° で圧迫感はなく、現況における眺望状況との大きな違いはないものと考えられます。以上のことから、環境保全措置は講じないものとしました。

(b) 囲繞景観の状況

調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、埋立土砂発生区域については可能な限り現地の植物を利用する緑化対策を行うこと、辺野古地先水面作業ヤード跡地は、緑化対策等を行うなどの修景に努めること、法面や滑走路周辺は芝張り等の緑化を行うことなどにより、飛行場施設の存在・供用による围绕景観の普遍価値と固有価値の変化の程度は小さく、施設等の存在及び供用による围绕景観の状況に及ぼす影響については、事業者による実行可能な範囲内で最大限の低減が図られているものと評価しました。

また、景観要素の状態の変化が围绕景観の価値認識に及ぼす環境影響については、環境保全措置として集落内外の緑化対策等を行うなどの修景に努めることにより、価値認識の変化を低減する効果が期待できると考えられることから、施設等の存在及び供用時による围绕景観の状況に及ぼす影響については、事業者による実行可能な範囲内で最大限の低減が図られているものと評価しました。

(2) 国又は地方公共団体による環境保全の基準又は目標との整合性に係る評価

1) 環境保全の基準又は目標

沖縄県が平成15年4月に策定した沖縄県環境基本計画によると、「人と自然が共生する潤いのある地域づくり」に向けた緑・水辺・景観の保全と創造に係る施策として、「良好な自然・農村景観の保全と創造」を推進することとしており、これを環境保全の基準又は目標とします。

2) 環境保全の基準又は目標との整合性

調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、主要な眺望点及び視点場及び景観資源の変化、主要な眺望景観の変化、囲繞景観の状況については影響を最小限にとどめるよう十分に配慮されていると考えられることから、環境保全の基準又は目標との整合は図られているものと評価しました。